

【報告】「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の取り組み状況について

「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」（平成31年4月1日施行）第18条に基づき、令和2年度の本市における神戸産農水産物等の活用の推進に関する取り組み状況について報告する。

1 生産者、事業者及び市民の交流支援についての主な施策（第8条）

（1）ファーマーズマーケットの開催

地産地消のライフスタイル化を目指して実施している「ファーマーズマーケット」を東遊園地にて継続して開催した。

また、ポートタワー周辺でのナイトマーケットや兵庫区・長田区などのエリアでも地域の個性に合わせたマーケット開催に取り組んだ。

- ・東遊園地：35回 約28,000人
- ・御崎公園：1回 約300人
- ・駒ヶ林地区（長田港漁船だまり）：2回 約1,900人



駒ヶ林地区での水産物のマーケット

（2）観光農漁業及び農漁業体験への支援

神戸市観光園芸協会と連携し、いちご・ぶどう・なし・さつまいも・かき・とうもろこしの観光農園及び貸農園のPRやクイズラリーを実施した。

また、地域団体等が主体的に取り組む、稲作体験・野菜収穫体験など農漁業体験イベントに対して支援を行った。

- ・観光農園利用者：36,920人
内訳：いちご5,922人、ぶどう10,706人、なし1,989人、
さつまいも14,625人、かき1,428人、とうもろこし1,123人、
貸農園1,127人
- ・クイズラリー応募総数：593通
- ・農業体験：22地区
稲作体験、黒大豆栽培体験、さつまいも栽培体験、黒豆みそづくり体験、しめ縄づくり体験、そば打ち体験 等
- ・漁業体験（こども釣り大会）：21回 652人
（乾のりづくり体験）：21回 419人
- ・栽培漁業センターの施設見学：14団体 980人（市内外の小学校など）

(3) 農村ツーリズムの推進

農村の魅力の再発見による農村地域の活性化を図るため、サイクリングマップなどを作成した。これらを活用したイベントを開催し、来訪者の受入れ態勢の構築等を進めた。

- ・サイクリングマップの作成：

1 地区（道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク大沢
～ 道の駅 淡河）

- ・里山農村ガイドマップの作成：

3 地区（八多町、大沢町、淡河町）



サイクリングマップ

2 啓発活動等についての主な施策（第9条）

神戸が誇る美しい花をPR・消費拡大するため、「街の彩ガーデン」として花のディスプレイを設置した。秋には「KOBE FLOWER HEART キャンペーン」として、新たに中央区の2カ所に花絵を設置したほか、「神戸花物語 2021 春」において、ストリートピアノと連携した神戸産の花の展示を行った。



KOBE FLOWER HEART キャンペーン

また、垂水漁港での漁業デーや市民を農業の生産現場に案内する産地見学会の開催、「こうべ旬菜」などの神戸産農産物を市内の小売店や量販店でPR販売を行う「神戸産を食べようキャンペーン」などを開催した。



神戸花物語 2021 春

さらに、市Webサイトなどで、神戸の農漁業や食に関する情報を発信した。

- ・「街の彩ガーデン」：年間5回（延べ15カ所）
市役所1号館ロビー、デュオこうべ、西区役所他
- ・「KOBE FLOWER HEART キャンペーン」：11月25日～12月3日
 - ①メリケンパーク（BE KOBE 前） 7,000株使用
 - ②東遊園地ステージ 6,000株使用（11月26日から実施）
- ・ストリートピアノと連携した神戸産の花の展示 15カ所（3月2日～3月8日）
- ・漁業デーの開催：12回 約600人
- ・産地見学会：5回 135人
- ・神戸産を食べようキャンペーン：1回（11月）
開催店44（地産地消推進店41、量販店3）

3 生産、供給及び市内流通の促進についての主な施策（第10条）

（1）安定供給の取り組み

「こうべ旬菜」の認知度向上と消費拡大のため、出荷・産地表示資材への支援、量販店での地産地消コーナーの設置などに取り組んだ。また、直売所に出荷する生産者団体が行う直売所のPR活動に対して支援を行った。畜産振興については、神戸ビーフ増産に取り組む畜産農家に対して、肥育素牛導入に対して支援を行った。水産振興については、漁業経営の安定のため、漁船保険や漁業共済等に対して支援を行った。

- ・こうべ旬菜生産量：18品目 約3,700トン
- ・地産地消推進店：41店
- ・量販店での地産地消コーナー設置：17店
- ・市内直売所：56箇所
- ・素牛導入支援（但馬牛）：545頭
- ・漁船保険：326隻
- ・漁業共済：32人



こうべ旬菜

（2）農水産業等の担い手に対する支援

地域の担い手となる認定農業者・集落営農組織に対し、農業用機械・設備の導入支援を行うとともに、新規就農者・農村サポーターなど多様な担い手の育成に努めた。新規就農者に対しては、次世代人材投資資金による支援を行うとともに、初期投資を軽減するため、栽培から販売まで一貫して実践する「就農実践ファーム」の設置に対して支援を行った。

また、集落ごとに5～10年後の農地の耕作者・後継者を明確化する「里づくり農業振興計画」を策定するとともに、集落営農組織の広域化と法人化を進める「農地管理神戸方式」を構築した。併せて、農作業の省力化のため、草刈りロボットや水管理システム等のスマート農業の導入に対して支援を行った。

- ・認定農業者の認定：36人（認定者合計268人）
- ・認定新規就農者の認定：9人（認定者合計41人）
- ・農業次世代人材投資資金の交付者：45人
- ・農業経営力向上支援事業：13件（トラクター、ハウス灌水設備、育苗ベンチ等）
- ・就農実践ファームの設置：1地区（八多町4棟）
- ・農村サポーターの育成：57人
- ・里づくり農業振興計画の策定：27地区
- ・広域集落営農法人の設立：1法人（神出町）
- ・スマート農業の導入：草刈りロボット 1台、水管理システム 10台



草刈りロボット



就農実践ファーム

(3) 市内流通の促進

「こうべ旬菜」の生産者に対して、出荷用コンテナ等の導入支援を行ったほか、新たな流通システムの構築に向けて、農産物直売所（六甲のめぐみ・マチマルシェ御影）を活用した市内農産物の飲食店向けの販売等の取り組みに対して支援を行った。

また、市内の飲食店・スイーツ店などで、いちじく・須磨海苔・北神ねぎ・いちごを使った特別メニューを提供する「神戸食材フェア」を開催した。

畜産振興については、市内農家が生産した但馬牛の市内流通を促進するため、中央卸売市場西部市場へ出荷促進を行った。

- ・コンテナ導入：5,000 ケース（年間延べ約 173,000 ケース利用）
- ・こうべ旬菜生産量：18 品目 約 3,700 トン
- ・秋の神戸食材フェア（いちじく）：参加店 47 店
- ・冬の神戸食材フェア（須磨海苔、北神ねぎ、いちご）：参加店 47 店
- ・市内流通促進支援（但馬牛）：413 頭

4 生産環境及び生産基盤の整備等についての主な施策（第 11 条）

神戸産農水産物等の生産性向上を図るため、国県の補助事業を活用し、ビニールハウスの整備、ため池改修等の生産基盤の整備及び漁港施設の整備に対して支援を行った。

- ・農業施設整備：ビニールハウス整備
計 9 件 5,565 m²（北区：4 件 3,265 m² 西区：5 件 2,300 m²）
- ・ため池改修：3 件（北区 1 件、西区 1 件、須磨区 1 件）
- ・土地改良施設維持管理適正化事業：4 件（西区 2 件、東播用水関連 2 件）
- ・漁業関係整備：垂水漁港岸壁耐震補強工事

5 神戸産農水産物等の優先利用についての主な施策（第 12 条）

経済観光局、神戸市教育委員会、（一財）神戸市学校給食会、兵庫六甲農業協同組合、流通事業者と連携し、安全で新鮮な神戸産の野菜や米を学校給食へ供給し、地産地消や食育を推進するとともに、地域農業の振興を図った。

こうべ給食畑事業として、給食利用が多い品目（ジャガイモ、タマネギ、ニンジン）について、生産拡大や秀品率の向上に取り組んだ。

- ・神戸産野菜利用割合：小学校 12.9%（140 t / 1,082 t）
中学校 11.5%（18.0 t / 156 t）
- ・神戸産米の利用割合：小学校 100% 569.8 t
中学校 100% 232.1 t

6 ブランド化の推進についての主な施策（第13条）

「こうべ旬菜」については、学校給食への利用促進、産地表示資材の導入支援等を行った。また、いちじくを戦略的拡大品目として、生産拡大や販路開拓に対して支援を行った。

いちじく・須磨海苔・北神ねぎ・いちごの4品目を飲食店等で活用を促す「神戸食材フェア」を実施した。さらに、飲食店から需要があり、省力栽培ができるレモン・アボカドの試験栽培に対して支援を行った。また、酒米である山田錦の栽培において、ドローンを用いた画像解析による生育診断の実証実験を行った。加えて、栽培漁業センターにおいてマナマコの種苗生産に取り組んだ。



冬の神戸食材フェア商品

- ・いちじく生産者支援：電動剪定ばさみ・防虫ネットの導入等
- ・秋の神戸食材フェア（いちじく）：参加店 47 店
- ・冬の神戸食材フェア（須磨海苔、北神ねぎ、いちご）：参加店 47 店
- ・新たな果樹の試験栽培：レモン・アボカド（各 30 本）
- ・マナマコ放流実績：約 26 万 4 千個

7 他の施策との連携についての主な施策（第14条）

（1）観光関連

① 農村の魅力発信

農村の食を通じたツーリズムコンテンツの市民向けPRのため、広報・観光部署と連携して、情報誌「SAVVY」11月号で、北区の農村の魅力を発信した。

また、農村ツーリズム推進のため作成したガイドマップに、農村定住起業施設等を掲載するとともに、マップを活用したイベントを実施するなど、来訪者の受入れ態勢の構築を進めた。

② 海外プロモーション

イギリスから神戸への誘客を促すコンテンツとした、北区のいちご狩り園等を素材としたTV用動画の撮影に対して支援を行った。

（2）食育関連

「神戸市食育推進計画」で定める食農教育の推進事業として、「食農ボランティア」の活動に対して支援を行った。

・食農ボランティアの活動支援

北区 田植・稲刈り体験：小学校 2 回 111 人

野菜収穫体験：幼稚園・児童館 1 回 73 人

・塩づくり体験：54 回 433 人

・乾のりづくり体験：21 回 419 人



乾のりづくり体験

(3) 移住・定住関連

神戸里山暮らしを推進するなかで、開発許可の規制緩和を活用し、既存住宅を農家レストラン等に転活用する支援を行った。

また、農村地域で新たな仕事をつくるため、「神戸農村スタートアッププログラム」を開催するとともに、「神戸・里山暮らしハンドブック」を作成し、農村地域の魅力とあわせて移住・起業に関する情報発信を行った。

- ・里づくりの拠点施設：1件（旧松森医院の改修、淡河町）
- ・農村定住起業支援：1件（農産物直売所「はるよし」の開設、八多町）
- ・神戸農村スタートアッププログラムの開催：受講者22人
- ・神戸里山暮らしハンドブックの作成（Webでの発信）



里づくりの拠点施設 ヌフ松森医院



神戸・里山暮らしハンドブック

8 6次産業化の支援についての主な施策（第15条）

神戸産農水産物等を活用した商品開発に対して支援を行う「食都神戸実践モデル活動支援事業」を実施した。また、市内大学生などの若者のアイデアと企業のノウハウを活用した新たな「ものづくり」と、若者・企業・農漁業者の「ネットワークづくり」をすすめる「KOBEO “にさんがろく” プロジェクト」の取り組みを行った。

- ・食都神戸実践モデル活動支援事業：3件
淡河町でのさつまいも試験栽培及びさつまいもを使用したスイーツ開発 等
- ・KOBEO “にさんがろく” プロジェクト
参加学生数：43人（大学9校、専門学校1校）
成果物：神戸産いちじくのチャツネ 等



神戸産いちじくのチャツネ

【おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例】

神戸市は、異国の文化が溶け込んだハイカラな街として国内外に知られている。その一方、六甲山の北部には、水田地帯や果樹園が広がり、六甲山系を西に過ぎると、広大な平野部に農地が形成されるなど、畜産や花きを含め近畿圏でも有数の農業が営まれてきた。さらには、兵庫から舞子にかけ瀬戸内海の魚を扱う漁業の街でもある。

このように豊かな農産物、畜産物、水産物に恵まれ、また早くから外国と交易を行うことで、神戸ビーフに代表される独自の食文化が発展してきた神戸の食に注目し、本市では食を軸とした都市戦略を掲げ、地産地消や食のブランド化、世界への情報発信などに取り組んでいる。

しかし、農水産業等の従事者の高齢化や担い手不足は、深刻な課題となっており、将来世代にわたり、神戸の農水産業等を維持し、神戸独自の地域文化を継承していくためには、新たな潮流が必要である。現在、神戸産農水産物等の市内における認知度や流通量は十分とはいえ、市内流通の促進を図ることで、巨大消費地の近くに生産地があり、神戸産農水産物等を新鮮に供給・消費できる地域特性をいかしていくことが必要である。また、消費者である市民に対し、市内で生産され、とれたてでおいしく、かつ安全で安心な農水産物等を届けていくことは、広く市民の豊かな生活に寄与することにもつながる。

そこで、人と自然との共生を図りながら持続的な産業として農水産業等を営んでいけるよう、地産地消を含めたおいしい神戸産農水産物等の活用を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市、生産者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって神戸産農水産物等の活用の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農水産業等 農業、水産業及び畜産をいう。
- (2) 農水産物等 農産物、水産物及び畜産物をいう。
- (3) 神戸産農水産物等 市内で生産された農水産物等及びこれを市内で加工したものをいう。
- (4) 生産者 市内で農水産物等を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (5) 事業者 次に掲げるいずれかの者に該当する者及びその組織する団体をいう。
 - ア 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の流通を行う者
 - イ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の加工を行う者
 - ウ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品を調理し、又は飲食物として提供する者
- (6) 6次産業化 1次産業としての農水産業等、2次産業としての加工業及び3次産業としての小売業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、市内で生産された農水産物等を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

(基本理念)

第3条 市、生産者、事業者及び市民は、健全で豊かな市民生活の向上及び神戸独自の地域文化を継承していくことを旨として、次項に規定する取組を実施するよう努めるものとする。

2 市、生産者、事業者及び市民は、相互に連携し、神戸産農水産物等の情報を共有することを通じてそれぞれの立場を理解し、及び協力しながら神戸産農水産物等の活用を推進することにより、市内における農水産業等を健全で持続可能な産業として振興し、及び発展させるよう取り組むものとする。

(市の責務)

第4条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、及び協力して、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、新たに農水産業等に就業しようとする者及び就業した者(いずれも後継者を含む。)並びに農水産業等の多様な担い手への支援を行うものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、第3条の基本理念にのっとり、安全で安心な農水産物等の供給の重要性を認識し、農水産業等の生産拡大及び担い手の育成並びに6次産業化の推進に努めるとともに、神戸産農水産物等の市内流通の促進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、神戸産農水産物等の活用及び市内流通の促進並びに6次産業化の推進に努めるものとする。

2 事業者は、安全で安心な食品の提供の重要性を認識し、市民に対し食品に関する幅広い情報を提供するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、市内における農水産業等の振興に対する理解を深めるとともに、調理を始めとした食及び神戸産農水産物等に関する知識を深め、神戸産農水産物等を消費し、又は活用するよう努めるものとする。

(生産者、事業者及び市民の交流支援)

第8条 市は、農漁業体験等を通じた生産者、事業者及び市民による交流を支援することにより、それぞれの立場の理解が深まり信頼関係が構築されるよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第9条 市は、神戸産農水産物等の魅力及び活用に対する市民の関心及び理解を深め、及び生産者、事業者及び市民の間の相互理解を促進するため、情報共有、広報その他の啓発活動等を行うよう努めるものとする。

(生産、供給及び市内流通の促進)

第10条 市は、神戸産農水産物等が安定的に生産され、及び供給されるよう、市内における農水産物等の生産拡大、農水産業等の担い手に対する支援及び神戸産農水産物等の市内流通の促進に努めるものとする。

(生産環境及び生産基盤の整備等)

第 11 条 市は、神戸産農水産物等の生産性の向上を図るため、農水産業等の生産環境(農地、漁場等の周辺的环境をいう。)及び生産基盤の整備、保全及び活用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(神戸産農水産物等の優先利用)

第 12 条 市は、自らが主催する行事等において農水産物等(これを加工したものを含む。)の提供又は販売を行うときは、できる限り神戸産農水産物等を利用するよう努めるものとする。

2 市は、学校給食の食材調達に当たっては、神戸産農水産物等を優先的に利用するよう努めるものとする。

(ブランド化の推進)

第 13 条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、神戸産農水産物等のブランド化を進め、その魅力を国内外に発信するものとする。

(他の施策との連携)

第 14 条 市は、観光旅行者の来訪を促進するため、観光に関する施策との連携を図り神戸産農水産物等を観光資源として有効に活用するとともに、多様な媒体による広報宣伝の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るものとする。

(6次産業化の支援)

第 15 条 市は、生産者及び事業者が行う6次産業化を支援するとともに、6次産業化に対する市民の関心及び理解を深めるため、市民に対する情報提供及び啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

(組織体制の整備)

第 16 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 18 条 市長は、毎年度、市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。